

川口市バリアフリー基本構想推進協議会傍聴要領

傍聴手続について

- (1) 傍聴人の定員は原則５名とし、会議の開催予定時刻１５分前までにお集まりください。なお、定員を超えた場合は抽選で決定いたします。
- (2) 傍聴人は、氏名を所定の用紙に記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (3) 会議中、緊急に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

傍聴されるにあたっては、次の事項を守ってください。

- ア 会議中は、静粛に傍聴すること。
- イ 会議場において、発言を求めたり、委員の発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- ウ 旗、プラカード等を使用した示威的行動をしないこと。
- エ 録音、撮影等をしないこと。
- オ 飲食又は喫煙等、他の傍聴人の迷惑となるような行動をしないこと。
- カ 携帯電話はマナーモード等に設定し、音の出ない状態にして入場してください。
- キ その他、会議の進行を妨げる行為をしないこと。

そ の 他

- (1) 傍聴される方は係員の指示に従ってください。ご不明な点は係員にお尋ねください。
- (2) 遵守事項が守れない方は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会議場の秩序維持ができなくなった場合、会議を途中で非公開とする場合があります。
- (4) 傍聴手続の定員等は、事情によっては変更する場合があります。